国際協同組合同盟・協同組合のアイデンティティに関する声明

(1995年 I CAマンチェスター総会)

定義

協同組合は、協同的に所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的・社会的・文化的なニーズと熱望を満たすために、自発的に結びついた人びとの自治的な組織である。

価値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎とする。協同組合の組合 員は、協同組合創設者たちの伝統に基づき、正直、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的価値を 信条とする。

原則

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践に移すための指針である。

第1原則 自発的でオープンな組合員制度

協同組合は、そのサービスを利用でき、組合員としての責任を負う意思があるすべての人に開かれている自発的な組織である。協同組合は、性的・社会的・人種的・政治的・宗教的な差別をしない。

第2原則 組合員による民主的管理

協同組合は組合員が管理する民主的な組織である。組合員はその政策策定と意思決定に積極的に参加する。選出された代表者として活動する男女は、組合員に責任を負う。単位協同組合の段階では、組合員は(1人1票という)平等の議決権を持つ。他の段階の協同組合も民主的な方法で組織される。

第3原則 組合員の経済的参加

組合員は、協同組合の資本を公正に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の少なくとも一定部分は通常、協同組合の共同所有とされる。

組合員は、組合員の条件として払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも、通常、制限された配当を受ける。組合員は、剰余金をつぎの目的のいずれか又はすべてのために配分する。

- ・可能な限り、少なくとも一定部分を不分割としうる積立金をつくることによって、協同組合の発展を はかること。
- ・協同組合の利用高に応じた組合員への還元。
- ・組合員が承認するその他の活動の支援。

第4原則 自治と自立

協同組合は組合員が管理する自治的な自助組織である。政府を含む他の組織と取決めをしたり、外部から資本を調達する際には、協同組合は、組合員による民主的管理と協同組合の自治を維持しうる条件を確保する。

第5原則 教育、訓練、広報

協同組合は、組合員、選出された代表、マネージャー、職員が組合の発展に効果的に貢献できるように、教育と訓練を行う。協同組合は、一般の人びと、とくに若い人とオピニオンリーダーに、協同組合運動の特質と利点についての広報を行う。

第6原則 協同組合間協同

協同組合は、地域的、全国的、広域的、国際的な組織を通じて協同することによって、もっとも効果的に組合員の役に立ち、協同組合運動を強化する。

第7原則 コミュニティへの関与

協同組合は、組合員が承認する政策を通じて、コミュニティの持続可能な発展のために活動する。 (冨沢賢治訳)